**一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の**

**事前届出書**

 令和　　年　　月 　日　　関東運輸局栃木運輸支局長　殿

 氏名又は名称

 道路運送法第１５条第３項及び同法施行規則第１５条第２項で準用する第１４条の規定

により届出いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　氏名又は名称及び住所　　並びに代表者氏名 |  |
| ２　変更しようとする事項  | □営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常　用車及び予備車の数□営業所毎に配置する事業用自動車の数 |
| ３ 実施予定日 | 令和　　年　　月　　日 |
| ４ 変更しようとする理由 |  |

営業所別の事業用自動車の数

|  |  |
| --- | --- |
|  |  新 |
|  路線定期運行  | 　路線不定期運行 |  区域運行 | 合　計 |
| 常用車数 | 予備車数 | 小　 計 | 　 事業用自動車数 |
| 営業所 |  ( ) |  ( ) | 　 ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |
| 営業所 |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |
| 合　計 |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |
|  |  旧 |
|  路線定期運行 |  路線不定期運行 |  区域運行 | 合　計 |
| 常用車数 | 予備車数 | 小　 計 |  事業用自動車数 |
| 営業所 |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |
| 営業所 |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |
| 合　計 |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |  ( ) |

（　　）内は、乗車定員１１人未満の事業用自動車数を内数として記載する。

増減車両の明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 増車・減車の別 | 所属営業所 | 運行態様 | 型式又は登録番号 | 乗車定員 | 長さ | 幅 | 高さ | 車両総重量 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

＊　運行様態は、路線定期運行は「定」、路線不定期運行は「不」、区域運行は「区」と　記載する。ただし、区域運行に係る長さ、幅、高さ及び車両総重量の記載は不要とする。

＊ 当該届出が増車の場合は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じ　た旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の　基準を定める告示」（平成１７年国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する　任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込　書の写し、見積書の写し、宣誓書等）を添付すること。

自動車車庫の位置及び収容能力

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 営業所名 | 車庫の位置 | 収容能力㎡ | 収容可能面積㎡ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

＊自動車車庫の面積に余裕がない場合（概ね９０％以上）には、車両の収納状況を示す平面図等の書面を添付すること。

（増車の場合のみ添付）

 関 東 運 輸 局 長　殿

　　　栃 木 運 輸 支 局 長　殿

宣　　　誓　　　書

 道路運送法に基づく本申請にかかる自動車については、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の

運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措

置の基準を定める告示（国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に

加入することを宣誓します。

 令和　　年　　月　　日

 住　　　　所

 氏名又は名称